

令和 3 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 5）

堺 市

目 次

	頁
議案第 118 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 119 号 堺市立日高少年自然の家条例を廃止する条例……………	5
議案第 120 号 堺市おでかけ応援利用者証条例の一部を改正する条例……………	7

令和3年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和3年11月29日

堺市長 永藤英機

議案第 118 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 119 号 堺市立日高少年自然の家条例を廃止する条例

議案第 120 号 堺市おでかけ応援利用者証条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条各号中「200円」を「300円」に改める。

第6条中「250円」を「300円」に、「200円」を「150円」に改める。

第10条各号中「200円」を「300円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 町名不存在に関する証明手数料 1件 300円

第11条及び第13条各号中「200円」を「300円」に改める。

第34条第1号中「第3項」を「第5項」に、「3,419,400円」を「3,453,000円」に改め、同条第3号ア中「同項第3号イに規定する」の次に「方法若しくは」を加え、同条第5号中「1,709,700円」を「647,500円」に改め、同条第6号中「決定」の次に「又は同条第3項の規定に基づく管理者等の選任」を加え、同条に次の1号を加える。

(8) 法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例に係る許可申請手数料

1件 160,000円

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条第3号の改正規定 公布の日

(2) 第34条（第3号を除く。）の改正規定 令和4年2月20日

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 長期にわたり額を改定していない住民票の写し、納税証明書等の交付等に係る手数料について、受益者負担の適正化の観点等から、これらの額を改定することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の一部改正等に伴い、同法に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等について、新たに手数料の額を定め、及び改定することとし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和4年5月1日から施行するものであること。ただし、1(2)に係る改正規定のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであること。

- (1) 規定整備に係る改正規定 公布の日
- (2) 前号以外の改正規定 令和4年2月20日

堺市立日高少年自然の家条例を廃止する条例

堺市立日高少年自然の家条例（昭和50年条例第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の堺市立日高少年自然の家条例（以下「旧条例」という。）第10条に規定する指定管理者の役員又は職員であった者に係る旧条例第17条第1項第4号の規定による義務については、なお従前の例による。

堺市立日高少年自然の家条例の廃止について

1 廃止の理由

堺市立日高少年自然の家について、東日本大震災以降利用者が減少していること、施設の老朽化に伴い維持管理に係る費用が増加していること等を踏まえ、この公の施設を廃止することとし、本条例を廃止するものであること。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

堺市おでかけ応援利用者証条例の 一部を改正する条例

堺市おでかけ応援利用者証条例（平成26年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「65歳」を「70歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和4年4月1日から令和13年3月31日までの間において、次の表の左欄に掲げる者に対するこの条例による改正後の第2条の規定の適用については、同条中「70歳」とあるのは、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和32年4月1日以前に生まれた者	65歳
昭和32年4月2日から昭和33年4月1日までの間に生まれた者	66歳
昭和33年4月2日から昭和34年4月1日までの間に生まれた者	67歳
昭和34年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた者	68歳
昭和35年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた者	69歳

堺市おでかけ応援利用者証条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

平成16年度から実施しているおでかけ応援制度について、昨今の高齢者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、制度対象者の年齢見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

令和3年第4回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その5）

令和3年11月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-21-0083

